

# 高速道路利便施設等の連結

## 実 施 要 領

近畿地方整備局

## 目 次

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1. はじめに .....                        | 4   |
| (1) 「高速道路利便施設等の連結」の概要                |     |
| (2) 道路利便施設とは                         |     |
| (3) 事業形態                             |     |
| (4) 連結期間                             |     |
| 2. 連結許可の手続について .....                 | 6   |
| (1) 審査の実施方法                          |     |
| (2) 連結手続フロー                          |     |
| (3) 連結許可申請書の記載方法                     |     |
| 3. 変更許可等の手続について .....                | 2 2 |
| (1) 施設、連結形態等の変更手続                    |     |
| (2) 変更許可申請書の記載方法                     |     |
| 4. 整備手法 .....                        | 2 7 |
| (1) 通路等の事業区分                         |     |
| (2) 通路等の費用負担                         |     |
| 5. 審査基準 .....                        | 2 9 |
| (1) 施設内容、事業計画等に関する事項                 |     |
| (2) 連結位置に関する事項                       |     |
| (3) 通路その他の施設の構造基準に関する事項              |     |
| (4) 通路の維持管理に関する事項                    |     |
| 6. 道路法第24条（承認工事）、第32条（占用許可）に関する事項 .. | 4 0 |
| (1) 道路法第24条                          |     |
| (2) 道路法第32条                          |     |
| 7. 連結料の額の基準及び徴収方法について .....          | 4 5 |
| (1) 連結料の構成                           |     |
| (2) 連結料の算定方法                         |     |
| (3) 連結料の徴収方法                         |     |
| (4) 連結料の見直し                          |     |
| 8. 連結許可条件に関する事項 .....                | 4 8 |
| (1) 通路その他の施設の工事について                  |     |
| (2) 通路その他の施設の維持管理について                |     |
| (3) 道路管理協力義務等について                    |     |
| (4) 連結料について                          |     |
| (5) 連結期間満了時等の措置について                  |     |
| (6) その他                              |     |

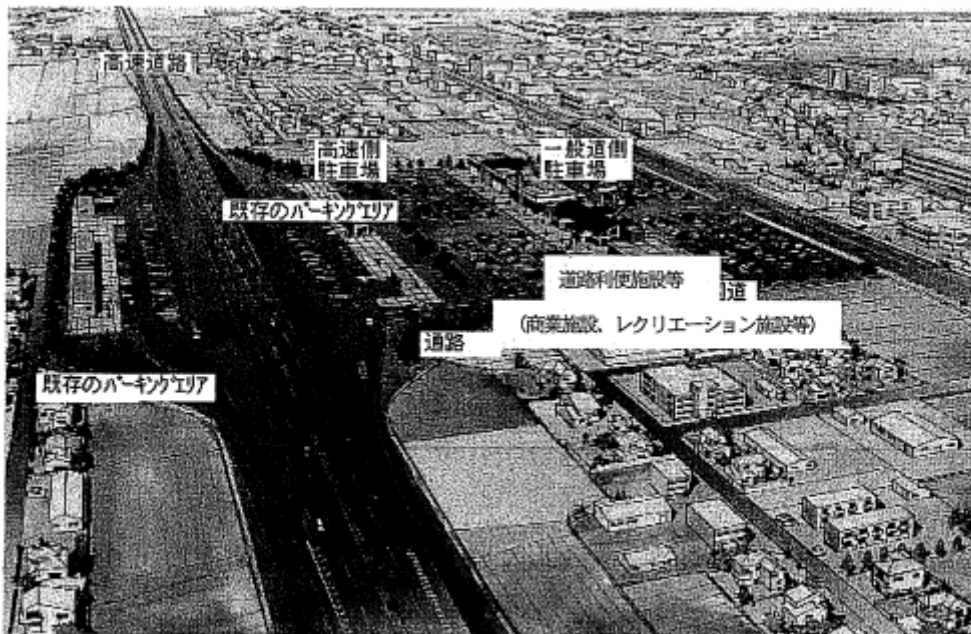
|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 9. その他 .....          | 5 1 |
| (1) 受委託に関する事項         |     |
| (2) 監督処分及び許可の取消しについて  |     |
| (3) 道路利便施設を閉鎖（廃業）する場合 |     |
| (4) 交通管理者との協議         |     |
| 10. 道路利便施設等関係法令 ..... | 5 2 |
| 11. ご相談窓口 .....       | 7 2 |

## 1. はじめに

### (1) 「道路利便施設等の連結」の概要

平成17年10月1日に施行された「日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律」(平成16年法律第101号)等により、道路法、高速自動車国道法等の一部が改正され、道路管理者及び近畿地方整備局長(以下、「道路管理者等」という。)の許可を受けて高速自動車国道又は自動車専用道路(以下、「高速道路」という。)に連結することができる施設(以下、「道路利便施設」という。)と、道路利便施設と高速道路を連絡する通路等で、専ら当該施設の利用者の用に供することを目的として設置する施設(以下、「通路等」という。以下、「道路利便施設」と「通路その他の施設」を総称して「道路利便施設等」という。)に関する規定等が整備されました。

これにより、道路法、道路法施行令及び道路法施行規則において、自動車専用道路に係る連結料の徴収に関する規定、連結位置に関する基準及び道路利便施設等の構造に関する技術的基準等が規定され、高速道路への連結に関する規定の整合が図られました。



既存のパーキングエリアに連結する道路利便施設等

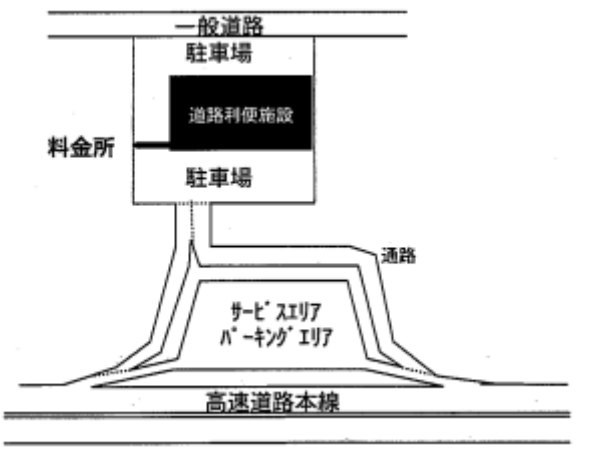
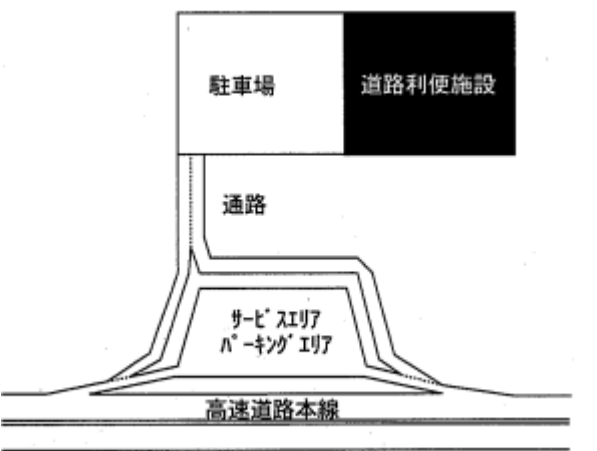
### (2) 道路利便施設とは

道路利便施設とは、商業施設、レクリエーション施設等の集客施設で、その施設の利用者のうち、相当数の方が当該高速道路を利用されると見込まれる施設のことをいいます。施設の新設・既設を問いません。

典型的な業種の例としては、ショッピングセンター、遊園地等が想定されますが、具体的には、本パンフレット末尾記載の「相談窓口」にご相談ください。

(3) 事業形態

道路利便施設等を介して、高速道路と一般道路等との自動車の出入りを可能とするかどうかにより、「開放型」と「閉鎖型」の2種類の事業形態に分類されます。

| 開放型  | 閉鎖型   |
|--|---|
| 道路利便施設等を介して、高速道路と一般道路等との自動車の出入りが可能なもの  | 道路利便施設等を介して、高速道路と一般道路等との自動車の出入りができないもの  |
|  |  |
| 事業者の申請を受け、道路管理者等が連結許可をすることになります。   | 事業者の申請を受け、道路管理者等が連結許可をすることになります。  |
| 上図に示したように既存のサービスエリア、パーキングエリアに連結する場合の他、高速道路本線に直接連結することも可能です。                        |   |

(4) 連結期間

連結期間は、連結許可の日から10年以内とし、10年を超える場合は、10年ごとに更新するものとします。

## 2. 連結許可の手続について

### (1) 審査の実施方法

連結を計画するときは、まず相談窓口にご相談ください。

事業計画がある程度進んだ段階で、「連結申出書」を提出していただきます。その段階では、概略設計で十分です。(その後の審査の結果、連結予定者に決定されれば、連結許可申請の段階で、詳細設計図面等を提出していただきます。)

事業者からの申し出を受けて、道路管理者等において、道路利便施設と高速道路を連結する通路や駐車場の構造等が客観的条件に適合しているかをチェックした上で、関係地方公共団体の意見を聴取し、さらに透明性・公平性を確保するため、学識経験者等をメンバーとして設置した「第三者委員会」の審議に付します。

開放型・閉鎖型とも第三者委員会の審議の結果を踏まえて、道路管理者等が連結予定者を決定します。

#### ① 技術的基準等によるチェック

道路利便施設の通路や駐車場の構造等が政令・省令等に規定する客観的条件(連結位置の基準、通路等の構造基準、通路等の維持管理基準)に適合しているかをチェックします。

#### ② 関係地方公共団体からの意見聴取

道路利便施設等の連結について、地域経済への影響、まちづくり、環境保全等の観点から、地域の意見を十分反映させるため、関係地方公共団体の意見を聴取します。

#### ③ 第三者委員会への付議

開放型・閉鎖型とも第三者委員会は、原則として連結申出案件ごとに開催します。申出書が提出された案件については、道路管理者等の内部審査後、速やかに第三者委員会に付議されます。

#### ④ 申出状況の公表について

連結申出書の提出があったときは、相談窓口で連結場所及び施設の種類を記載した書類を備えて、閲覧に付します。

また、申出状況に関するお問合せは、相談窓口において電話でも受け付けます。

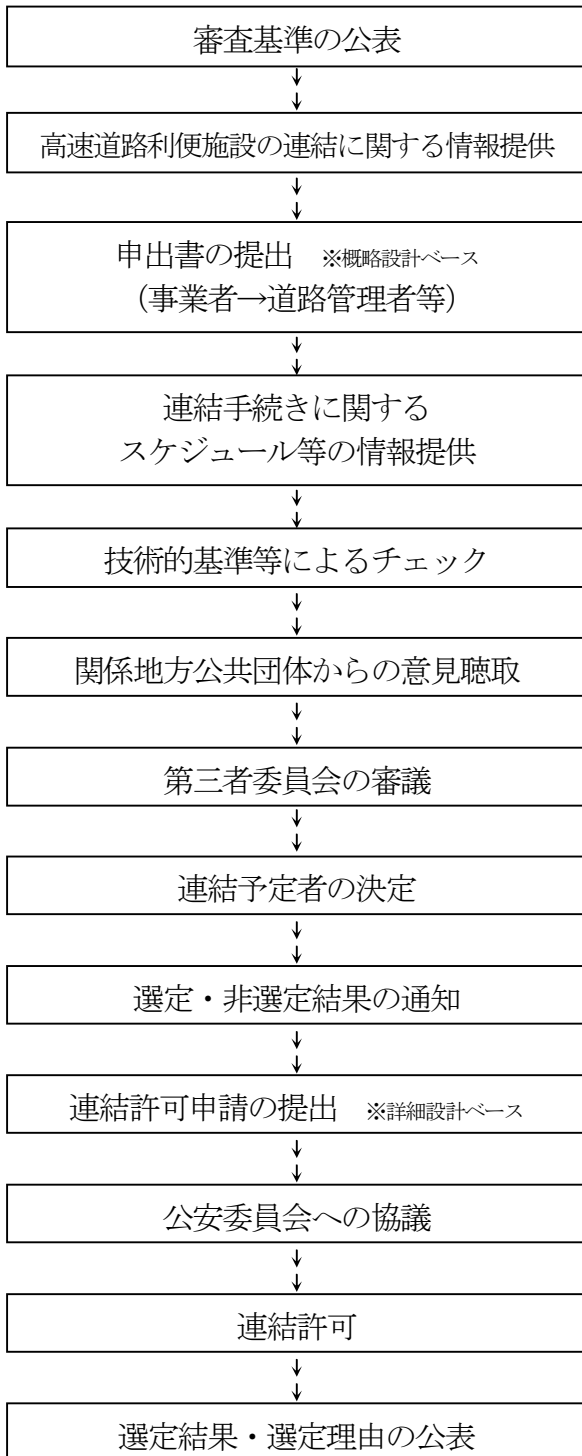
#### ⑤ 選定結果・理由の通知及び公表について

連結予定者の決定後、速やかに道路管理者等から申出者全員に選定・非選定の結果及びその理由を通知します。

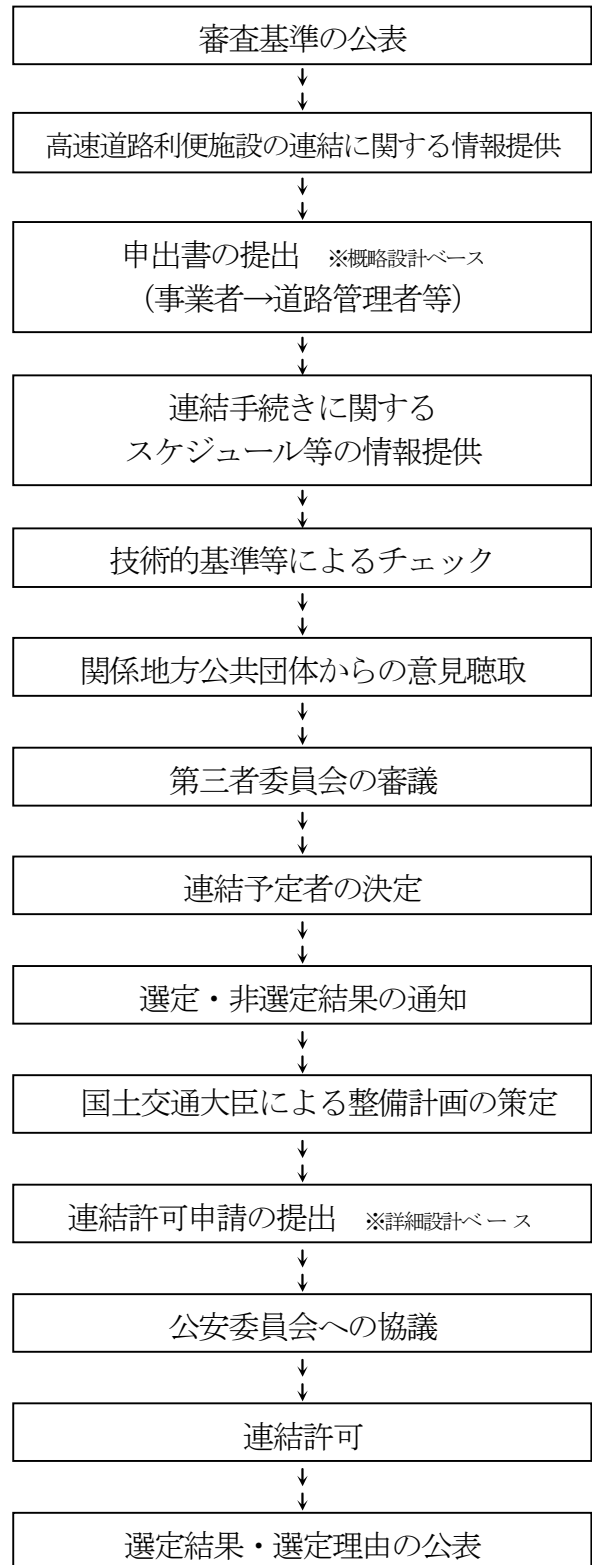
また、連結許可後に申出状況、事業者氏名・名称、選定結果、選定理由を記載した書類を相談窓口で備え付けて、閲覧に付すこととします。

(2) 連結手続フロー

自動車専用道路及び高速自動車国道の閉鎖型



高速自動車国道の開放型



(3) 連結許可申請書の記載方法

- 道路法に基づく連結許可請(連結申出)書

連結許可申請(連結申出)書

(道路法第48条の5の規定に基づき、)自動車専用道路と道路法第48条の4第3号(又は第2号)に掲げる通路その他の施設との連結の許可を申請します。(連結を希望します。)

年 月 日

(道路管理者)

近畿地方整備局長 殿

許可申請(申出)者住所

氏名

印

|   |       |
|---|-------|
| 1. 自動車専用道路の路線名                          |       |
| 2. 連結位置                                 |       |
| 3. 連結予定施設                               |       |
| 4. 連結を必要とする理由(連結予定施設が道路利便施設に該当する理由を含む。) |       |
| 5. 連結のために必要な工事に要する費用の概算額                |       |
| 6. 工事着手予定年月日                            | 年 月 日 |
| 7. 工事完了予定年月日                            | 年 月 日 |
| 8. 連結する期間                               |       |
| 9. 道路利便施設等の設計の概要                        |       |
| 10. 道路利便施設等の事業計画及び資金計画                  |       |
| 11. 通路その他の施設の交通量の見込み及びその算出根拠            |       |
| 12. 通路その他の施設の維持管理の計画                    |       |
| 13. その他必要な事項                            |       |



## 記載要領

1. 申出（申請）者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 「連結位置」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
3. 「連結予定施設」の欄には、連結予定施設の種類（ショッピングセンター、展示場、テーマパーク等）及び名称を記載すること。
4. 「連結を必要とする理由」の欄には、相当数の者が自動車専用道路を通行して利用すると見込まれる利便施設に該当する理由を記載すること。
5. 「工事に要する費用の概算額」の欄には道路利便施設（通路その他の施設を含む。）に必要な全体工事の概算額約〇〇億円と記載する。
6. 「道路利便施設等の設計の概要」の欄には、敷地面積、建築面積、駐車場面積、駐車台数、通路の延長・幅員など道路利便施設等の主な緒元を記載すること。
7. 「道路利便施設等の事業計画及び資金計画」の欄には、道路利便施設等の事業計画の概要及び資金計画（様式第〇号）を記載すること。なお、連結の更新を予定している場合は、全体の資金計画を記載すること。また、通路その他の施設の工事費及び維持管理費の内訳書を提出すること。
8. 「通路その他の施設の交通量の見込み及びその算出根拠」及び「通路その他の施設の維持管理の計画欄」については、通路等を設置する場合のみ記載すること。
9. 「通路その他の施設の維持管理の計画」の欄には、維持管理の体制、通路その他の施設の維持管理方法（巡回の頻度、主な点検項目、維持修繕の内容、作業の実施期間、作業中の交通対策）、緊急時等における措置（交通事故、渋滞、落下物、故障車両、災害時）、通路の開閉方法などを記載すること。
10. 「その他必要な事項」の欄には、次の事項を記載すること。
  - ① 道路法第48条の4第2号に掲げる施設及び同条第3号に掲げる通路その他の施設を設けることについて、都市計画法その他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況。
  - ② 道路利便施設等を経て自動車専用道路部から一般道路部に自動車が出入りできる構造とするときには、当該一般道路等の路線名等。

## 資 金 計 画 書

## 1. 収支計画

(単位 千円)

| 科 目 |   | 金 額 |
|-----|---|-----|
| 収 入 | 事 業 収 入<br>その他の収入<br>○ ○ ○ ○<br>計   |     |
| 支 出 | 工 事 費 通路建設費<br>道路利便施設等建設費<br>用 地 費 通路用地費<br>道路利便施設等用地費<br>附帯工事費<br>維持管理費<br>一般管理費<br>借入金利息<br>連 結 料<br>○ ○ ○ ○<br>計 |     |
| 利 益 |   |     |

2. 年度別資金計画

(単位 千円)

|         |   | ○年度 | ○年度 | ○年度 | 計 |
|---------|---|-----|-----|-----|---|
| 支 出     | 事 業 費<br>用 地 費 通路用地費<br>道路利便施設等用地費<br>工 事 費 通路工事費<br>道路利便施設等工事費<br><br>附帯工事費<br>維持管理費<br>一般管理費<br>借入金利息<br>借入償還金<br>連 結 料<br>○ ○ ○ ○<br>計 |     |     |     |   |
|         | 自 己 資 金<br>借 入 金<br>○ ○ ○ ○<br>事 業 収 入<br>その他の収入<br>○ ○ ○ ○<br>計  |     |     |     |   |
| 借入金の借入先 |   |     |     |     |   |



| 必 要 書 類   | 連 結<br>申 出 時 | 連 結 許 可<br>申 請 時 | 根 拠 法 令<br>(道 路 法 施 行 規 則) |
|---|--------------|------------------|----------------------------|
| <p>ロ 申請者が法人を設立しようとするもの</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 定款又は寄付行為</li><li>② 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書</li><li>③ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは株式の引受又は募集の計画書</li></ol> <p>ハ 申請者が法人格なき組合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 組合契約書の写し</li><li>② 組合員の名簿及び履歴書</li><li>③ 組合の資産目録</li><li>④ 直近3期分の決算関係書類に該当するもの及び納税証明書</li><li>⑤ 資格を要する業種にあつてはその免許の写し</li></ol> <p>ニ 申請者が個人</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 戸籍抄本又はこれに類する書類</li><li>② 履歴書</li><li>③ 資産目録</li><li>④ 直近3期分の納税証明書の写し</li></ol> <p>添付図面</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 位置図<br/>・位置図(1/50000以上)</li><li>② 平面図<br/>・通路平面図(1/1000以上)</li><li>③ 縦断面図<br/>・通路縦断面図<br/>(水平方向1/500以上、垂直方向1/100以上)</li><li>④ 横断定規図<br/>・通路横断定規図(1/100以上)</li></ol> | ○            | ○                | 第4条の13の2                   |

添付図面で明示すべき事項

| 図面の種類       | 明示すべき事項   |
|-------------|---|
| イ 位置図       | 縮尺、方位、道路利便施設等の位置及び目標となる地物、隣接する連結施設・休憩施設・乗合旅客自動車停留施設   |
| ロ 施設配置図     | 縮尺、方位、地形、道路利便施設等及び通路等の敷地の境界、予定建築物等の敷地の形状と用途、通路の位置及び形状、通路主要構造物の位置及び形状  |
| ハ 通路平面図     | 縮尺、方位、地形、通路等が連結する高速道路の位置、通路の中心線の線形要素、測点（測点は10メートルごととし測点番号は100メートルごとに一連番号をつける）、変速車線、屈折車線、非常駐車帯、橋梁の位置・形式・幅員・延長・橋脚の位置、トンネルの位置・延長、横断構造物の形式・幅員・高さ・延長、側道・付替道路水路の幅員・延長、擁壁・特殊法面工の高さ・延長又は面積、用地幅線 |
| ニ 通路縦断図     | 縮尺、縦断線形及び地盤線、測点、橋梁・トンネル・横断構造物の位置・形式・幅員・延長、交差道路・鉄道・河川等の物件の位置及び高さ、縦断線形要素の数値   |
| ホ 通路横断定規図   | 縮尺、通路の幅員構成、舗装断面構成、中央分離帯及び路肩構造、法面勾配、（切土、盛土、橋梁、トンネル、付加車線区間等幅員構成の異なるごとに作成）   |
| へ 通路主要構造物図  | 縮尺、橋・高架橋、跨道橋、函渠等通路を構成する主要な構造物の一般図（側面図、横断図、平面図、土質柱状図、河川・道路等の交差位置及び建築限界、設計条件、主要材料の許容応力度）  |
| ト 駐車場計画図    | 縮尺、方位、駐車ます、駐車場内通路   |
| チ 標識等配置計画図  | 縮尺、方位、配置する標識等の位置、型式及び標示   |
| リ 通路附属施設計画図 | 縮尺、区画線、防護柵、視線誘導標、照明施設の位置・型式   |

○ 高速自動車国道法に基づく連結許可申請（連結申出）書

連結許可申請（連結申出）書

（高速自動車国道法第11条の2の規定に基づき、）高速自動車国道と高速自動車国道法第11条第3号（又は第2号）に掲げる通路その他の施設との連結の許可を申請します。（連結を希望します。）

年 月 日

近畿地方整備局長 殿

許可申請（申出）者住所  
氏名

印

|   |       |
|---|-------|
| 1. 高速自動車国道の路線名                          |       |
| 2. 連結位置                                 |       |
| 3. 連結予定施設                               |       |
| 4. 連結を必要とする理由（連結予定施設が道路利便施設に該当する理由を含む。） |       |
| 5. 連結のために必要な工事に要する費用の概算額                |       |
| 6. 工事着手予定年月日                            | 年 月 日 |
| 7. 工事完了予定年月日                            | 年 月 日 |
| 8. 連結する期間                               |       |
| 9. 道路利便施設等の設計の概要                        |       |
| 10. 道路利便施設等の事業計画及び資金計画                  |       |
| 11. 通路その他の施設の交通量の見込み及びその算出根拠            |       |
| 12. 通路その他の施設の維持管理の計画                    |       |
| 13. その他必要な事項                            |       |

## 記載要領

1. 申出（申請）者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 「連結位置」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
3. 「連結予定施設」の欄には、連結予定施設の種類（ショッピングセンター、展示場、テーマパーク等）及び名称を記載すること。
4. 「連結を必要とする理由」の欄には、相当数の者が自動車専用道路を通行して利用すると見込まれる利便施設に該当する理由を記載すること。
5. 「工事に要する費用の概算額」の欄には道路利便施設（通路その他の施設を含む。）に必要な全体工事の概算額約〇〇億円と記載する。
6. 「道路利便施設等の設計の概要」の欄には、敷地面積、建築面積、駐車場面積、駐車台数、通路の延長・幅員など道路利便施設等の主な緒元を記載すること。
7. 「道路利便施設等の事業計画及び資金計画」の欄には、道路利便施設等の事業計画の概要及び資金計画（様式第〇号）を記載すること。なお、連結の更新を予定している場合は、全体の資金計画を記載すること。また、通路その他の施設の工事費及び維持管理費の内訳書を提出すること。
8. 「通路その他の施設の交通量の見込み及びその算出根拠」及び「通路その他の施設の維持管理の計画欄」については、通路等を設置する場合のみ記載すること。
9. 「通路その他の施設の維持管理の計画」の欄には、維持管理の体制、通路その他の施設の維持管理方法（巡回の頻度、主な点検項目、維持修繕の内容、作業の実施期間、作業中の交通対策）、緊急時等における措置（交通事故、渋滞、落下物、故障車両、災害時）、通路の開閉方法などを記載すること。
10. 「その他必要な事項」の欄には、次の事項を記載すること。
  - ① 高速自動車国道法第11条第2号に掲げる施設及び同条第3号に掲げる通路その他の施設を設けることについて、都市計画法その他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況。
  - ② 道路利便施設等を経て自動車専用道路部から一般道路部に自動車が出入りできる構造とするときには、当該一般道路等の路線名等。



## 資 金 計 画 書

## 1. 収支計画

(単位 千円)

| 科 目 |   | 金 額 |
|-----|---|-----|
| 収 入 | 事 業 収 入<br>そ の 他 の 収 入<br>○ ○ ○ ○<br>計  |     |
| 支 出 | 工 事 費 通路建設費<br>道路利便施設等建設費<br>用 地 費 通路用地費<br>道路利便施設等用地費<br>附 帯 工 事 費<br>維 持 管 理 費<br>一 般 管 理 費<br>借 入 金 利 息<br>連 結 料<br>○ ○ ○ ○<br>計 |     |
| 利 益 |   |     |

2. 年度別資金計画

(単位 千円)

|         |   | ○年度 | ○年度 | ○年度 | 計 |
|---------|---|-----|-----|-----|---|
| 支 出     | 事 業 費<br>用 地 費 通路用地費<br>道路利便施設等用地費<br>工 事 費 通路工事費<br>道路利便施設等工事費<br>附帯工事費<br>維持管理費<br>一般管理費<br>借入金利息<br>借入償還金<br>連 結 料<br>○ ○ ○ ○<br>計 |     |     |     |   |
| 収 入     | 自 己 資 金<br>借 入 金<br>○ ○ ○ ○<br>事 業 収 入<br>その他の収入<br>○ ○ ○ ○<br>計  |     |     |     |   |
| 借入金の借入先 |   |     |     |     |   |

○ 道路利便施設等の連結許可申請（申出）に係る提出書類一覧

| 必要書類                                  | 連結<br>申出時 | 連結許可<br>申請時 | 根拠法令<br>(高速自動車国道法施行規則) |
|---------------------------------------|-----------|-------------|------------------------|
| 申請（申出）書類                              |           |             |                        |
| 【記載事項】                                |           |             |                        |
| 1 高速自動車国道の路線名                         | ○         | ○           | 第2条第1号                 |
| 2 連結位置                                | ○         | ○           | 第2条第2号                 |
| 3 連結予定施設                              | ○         | ○           | 第2条第2号                 |
| 4 連結を必要とする理由                          | ○         | ○           | 第2条第3号                 |
| 5 連結のために必要な工事に要する費用の概算額               | ○         | ○           | 第2条第4号                 |
| 6 工事着手予定年月日                           | ○         | ○           | 第2条第5号                 |
| 7 工事完了予定年月日                           | ○         | ○           | 第2条第5号                 |
| 8 連結する期間                              | ○         | ○           | 第2条第6号                 |
| 9 道路利便施設等の設計の概要                       | ○         | ○           | 第2条第7号                 |
| ・ 施設配置図（1/2500以上）                     | ○         | ○           |                        |
| ・ 駐車場計画図（1/500以上）                     | ○         | ○           |                        |
| ・ 通路主要構造物図                            | ○         | ○           |                        |
| （一般図・側面図・平面図1/500以上<br>横断図1/200以上）    |           |             |                        |
| ・ 標識等配置計画図（1/1000以上）                  |           | ○           |                        |
| ・ 通路附属施設計画図（1/1000以上）                 |           | ○           |                        |
| 10 道路利便施設等の事業計画及び資金計画                 | ○         | ○           | 第2条第8号                 |
| 11 通路その他の施設の交通量の見込み及びその算出根拠           | ○         | ○           | 第2条第9号                 |
| 12 通路その他の施設の維持管理の計画                   | ○         | ○           | 第2条第10号                |
| 13 その他必要な事項                           | ○         | ○           | 第2条第11号                |
| ・ 次に掲げる書類                             |           |             |                        |
| 次のイ～ニのうちから選択                          |           |             |                        |
| イ 申請者が法人                              |           |             |                        |
| ① 定款又は寄付行為                            |           |             |                        |
| ② 法人の登記簿謄本                            |           |             |                        |
| ③ 事業概要書並びに役員の名簿及び履歴書                  |           |             |                        |
| ④ 直近3期分の貸借対照表・損益計算書及びそれぞれの明細、並びに納税証明書 |           |             |                        |
| ⑤ 資格を要する業種にあってはその免許の写し                |           |             |                        |

| 必 要 書 類  | 連 結<br>申 出 時                 | 連 結 許 可<br>申 請 時             | 根 拠 法 令<br>( 高 速 自 動 車 国 道 法 施 行 規 則 ) |
|--|------------------------------|------------------------------|--|
| ロ 申請者が法人を設立しようとするもの<br>① 定款又は寄付行為<br>② 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書<br>③ 設立しようとする法人が株式会社又は有<br>限会社であるときは株式の引受又は募集の<br>計画書<br>ハ 申請者が法人格なき組合<br>① 組合契約書の写し<br>② 組合員の名簿及び履歴書<br>③ 組合の資産目録<br>④ 直近3期分の決算関係書類に該当する<br>もの及び納税証明書<br>⑤ 資格を要する業種にあってはその免許の<br>写し<br>ニ 申請者が個人<br>① 戸籍抄本又はこれに類する書類<br>② 履歴書<br>③ 資産目録<br>④ 直近3期分の納税証明書の写し |                              |                              |  |
| 添付図面<br>① 位置図<br>・ 位置図 (1/50000 以上)<br>② 平面図<br>・ 通路平面図 (1/1000 以上)<br>③ 縦断面図<br>・ 通路縦断面図<br>(水平方向1/500 以上、垂直方向1/100 以上)<br>④ 横断定規図<br>・ 通路横断定規図 (1/100 以上)  | ○<br><br>○<br><br>○<br><br>○ | ○<br><br>○<br><br>○<br><br>○ | 第 2 条                                  |

添付図面で明示すべき事項

| 図面の種類       | 明示すべき事項   |
|-------------|---|
| イ 位置図       | 縮尺、方位、道路利便施設等の位置及び目標となる地物、隣接する連結施設・休憩施設・乗合旅客自動車停留施設   |
| ロ 施設配置図     | 縮尺、方位、地形、道路利便施設等及び通路等の敷地の境界、予定建築物等の敷地の形状と用途、通路の位置及び形状、通路主要構造物の位置及び形状  |
| ハ 通路平面図     | 縮尺、方位、地形、通路等が連結する高速道路の位置、通路の中心線の線形要素、測点（測点は10メートルごととし測点番号は100メートルごとに一連番号をつける）、変速車線、屈折車線、非常駐車帯、橋梁の位置・形式・幅員・延長・橋脚の位置、トンネルの位置・延長、横断構造物の形式・幅員・高さ・延長、側道・付替道路水路の幅員・延長、擁壁・特殊法面工の高さ・延長又は面積、用地幅線 |
| ニ 通路縦断図     | 縮尺、縦断線形及び地盤線、測点、橋梁・トンネル・横断構造物の位置・形式・幅員・延長、交差道路・鉄道・河川等の物件の位置及び高さ、縦断線形要素の数値   |
| ホ 通路横断定規図   | 縮尺、通路の幅員構成、舗装断面構成、中央分離帯及び路肩構造、法面勾配、（切土、盛土、橋梁、トンネル、付加車線区間等幅員構成の異なるごとに作成）   |
| ヘ 通路主要構造物図  | 縮尺、橋・高架橋、跨道橋、函渠等通路を構成する主要な構造物の一般図（側面図、横断図、平面図、土質柱状図、河川・道路等の交差位置及び建築限界、設計条件、主要材料の許容応力度）  |
| ト 駐車場計画図    | 縮尺、方位、駐車ます、駐車場内通路   |
| チ 標識等配置計画図  | 縮尺、方位、配置する標識等の位置、型式及び標示   |
| リ 通路附属施設計画図 | 縮尺、区画線、防護柵、視線誘導標、照明施設の位置・型式   |

### 3. 変更許可等の手続について

#### (1) 施設、連結形態等の変更手続

道路利便施設等を譲渡するとき、通路等の構造を変更するとき、道路利便施設等の種類又は規模を変更するとき、その他連結許可申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更を生じるときには、連結許可、変更許可、承認又は届出が必要になります。

| 区分                        | 変更内容                              | 手続き                    | 備考                                |
|---------------------------|-----------------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 施設の譲渡<br>（施設の種類又は規模の変更なし） | 施設の全部譲渡                           | 承認                     | 道路法第48条の9<br>高速自動車国道法第11条の6       |
|                           | 施設の一部譲渡                           | 譲渡の形態により連結許可又は承認が必要となる | —                                 |
| 相続・合併                     | 一般承継人による地位の承継                     | 届出                     | 道路法第48条の8<br>高速自動車国道法第11条の5第2項    |
| 施設の連結形態の変更                | 閉鎖型を開放型に変更                        | 連結許可                   | 道路法第48条の5第3項<br>高速自動車国道法第11条の2第4項 |
| 通路・駐車場の構造変更               | 幅員、線形若しくは勾配又は駐車場の規模若しくは構造の変更を伴うもの | 変更許可                   | 道路法第48条の5第3項<br>高速自動車国道法第11条の2第5項 |
|                           | 上記以外の変更を伴うもの                      | 届出                     |                                   |
| 施設の種類又は規模の変更              | 施設の種類又は規模を変更                      | 連結許可                   |                                   |

(2) 変更許可申請書の記載方法

○道路法に基づく連結変更許可申請

変更許可申請書

道路法第48条の4第2号に掲げる道路利便施設の変更/同法第3号に掲げる通路その他の施設の構造を変更したいので、同法第48条の5第3項の規定に基づき、許可を申請します。

年 月 日

(道路管理者)

近畿地方整備局長 殿

許可申請(申出)者住所

氏名

印

|               |       |
|---------------|-------|
| 1. 変更しようとする事項 |       |
| 2. 変更を必要とする事項 |       |
| 3. 工事着手年月日    | 年 月 日 |
| 4. 工事完了年月日    | 年 月 日 |

○ 利便施設等又は通路等の変更許可申請に係る提出書類一覧

| 必 要 書 類  | 根拠法令<br>(道路法施行規則)  |
|--|--|
| 変更許可申請書<br><b>【記載事項】</b><br>1 変更しようとする事項<br>※ 変更しようとする事項により下記の書類のうち必要なものを添付<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路主要構造物図（一般図・側面図・平面図 1/500 以上<br/>横断図 1/200 以上）</li> <li>・ 標識等配置計画図（1/1000 以上）</li> <li>・ 道路付属施設計画図（1/1000 以上）</li> <li>・ 駐車場計画図（1/500 以上）</li> </ul> 2 変更を必要とする理由<br>3 工事着手予定年月日<br>4 工事完了予定年月日 | 第4条の13の5第1号<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>第4条の13の5第2号<br>第4条の13の5第3号<br>第4条の13の5第3号 |
| 添付図面<br>※ 変更しようとする事項により下記の図面のうち必要なものを添付<br>① 平面図<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路平面図（1/1000 以上）</li> </ul> ② 縦断図<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路縦断図（水平方向 1/500 以上、垂直方向 1/100 以上）</li> </ul> ③ 横断定規図<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路横断定規図（1/100 以上）</li> </ul>                | 第4条の13の5   |



○高速自動車国道法に基づく連結変更許可申請

変更許可申請書

高速自動車国道法第11条第2号に掲げる道路利便施設の変更／同法第3号に掲げる通路その他の施設の構造を変更したいので、同法第11条の2第5項の規定に基づき、許可を申請します。

年 月 日

近畿地方整備局長 殿

許可申請（申出）者住所

氏名

印

|               |       |
|---------------|-------|
| 1. 変更しようとする事項 |       |
| 2. 変更を必要とする事項 |       |
| 3. 工事着手年月日    | 年 月 日 |
| 4. 工事完了年月日    | 年 月 日 |

○ 利便施設等又は通路等の変更許可申請に係る提出書類一覧

| 必 要 書 類  | 根拠法令<br>(高速自動車国道法施行規則)   |
|--|--|
| 変更許可申請書<br><b>【記載事項】</b><br>1 変更しようとする事項<br>※ 変更しようとする事項により下記の書類のうち必要なものを添付<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路主要構造物図（一般図・側面図・平面図 1/500 以上<br/>横断図 1/200 以上）</li> <li>・ 標識等配置計画図（1/1000 以上）</li> <li>・ 道路付属施設計画図（1/1000 以上）</li> <li>・ 駐車場計画図（1/500 以上）</li> </ul> 2 変更を必要とする理由<br>3 工事着手予定年月日<br>4 工事完了予定年月日 | 第 6 条 第 1 号<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>第 6 条 第 2 号<br>第 6 条 第 3 号<br>第 6 条 第 3 号 |
| 添付図面<br>※ 変更しようとする事項により下記の図面のうち必要なものを添付<br>① 平面図<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路平面図（1/1000 以上）</li> </ul> ② 縦断図<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路縦断図（水平方向 1/500 以上、垂直方向 1/100 以上）</li> </ul> ③ 横断定規図<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路横断定規図（1/100 以上）</li> </ul>                | 第 6 条  |

4. 整備手法

(1) 通路等の事業区分

高速道路と連結する通路の整備にあたり、既存の高速道路区域や一般道路区域に関連施設の設置が必要となったり、その施設の性格から高速道路区域に編入し、道路管理者が維持管理を行うべきものがあります。その整備手法等について下表に示します。

| 区 域                               | 項 目                             | 手 続 き   | 整 備 手 法                  |                          | 備 考<br>(財産の帰属等)          |                       |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
|                                   |                                 |   | 建 設                      | 維 持 管 理                  |                          |                       |
| 通 路                               | ①通路本体及び駐車場(土工、舗装、構造物等)          | —   | 事業者<br>(費用は事業者の負担となります。) | 事業者<br>(費用は事業者の負担となります。) | 事業者                      |                       |
|                                   | ②通路に設置する標識・照明等の附属施設             |   |                          |                          |                          |                       |
|                                   | ③高速道路区域内に設置する通路                 | 高速道路を横過する橋梁等  | 道路占用許可<br>(道路法第32条)      | 事業者<br>(費用は事業者の負担となります。) | 事業者<br>(費用は事業者の負担となります。) | 事業者                   |
|                                   |                                 | 高速道路と交差するカルバートボックス  | 承認工事<br>(道路法第24条)        | 事業者<br>(費用は事業者の負担となります。) | 道路管理者<br>(連結料で費用徴収)      | 道路管理者<br>(敷地部分も含む) ※1 |
| ④一般道路区域内に設置する通路<br>(一般道路を横過する構造物) |                                 | 道路占用許可<br>(道路法第32条)   | 事業者<br>(費用は事業者の負担となります。) | 事業者<br>(費用は事業者の負担となります。) | 事業者                      |                       |
| 高速<br>道路                          | 区 域<br>編 入<br>又 は<br>既 存<br>区 域 | ⑤高速道路と通路の取付部分<br>(加速・減速車線等)<br>※高速道路本線はランプの改良が必要となる<br>ときもあります。 | 承認工事<br>(道路法第24条)        | 事業者<br>(費用は事業者の負担となります。) | 道路管理者<br>(連結料で費用徴収)      | 道路管理者<br>(敷地部分も含む) ※1 |
|                                   |                                 | ⑥高速道路に設置する標識・情報板・照明等の附属施設<br>※高速道路の既存施設の改良が必要となる<br>ときもあります。    |                          |                          |                          |                       |
| 一般<br>道路                          | 既存<br>区域                        | ⑦一般道路に設置する標識・情報板等の附属施設<br>※開放型において設置するとき                        |                          |                          |                          |                       |

※1 敷地については、道路管理者の判断により、無償借地も可能。



## 5. 審査基準

### (1) 施設内容、事業計画等に関する事項

#### ① 申出者、施設内容としての欠格事由

- イ 事業者である法人の役員（事業者が個人の場合は当該個人）が以下に該当するもの
    - ・ 成年被後見人又は被補佐人
    - ・ 破産者で復権を得ない者
    - ・ 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
    - ・ 道路法等の悪質な違反者
    - ・ 現に道路管理者等と係争中の者
      - （例） 事故等により道路を損傷したことについて原因者負担金納付命令を受けたにもかかわらず、原因者負担金を滞納している者
      - （例） 車両制限令違反を重ねている者
  - ロ 事業者である法人が以下に該当する者
    - ・ 道路法等の悪質な違反者
  - ハ 営業の実態からみて社会的批判を受けるおそれのあるもの
- ② 事業者及び事業計画について、次の3つの観点から評価を行うこととします。

- |                     |
|---------------------|
| イ 事業者の資力・信用及び事業の安定性 |
| ロ 地域との調和            |
| ハ 利用者の利便性           |
| ニ 道路への収益還元          |

## イ 事業者の資力・信用及び事業の安定性

(着眼点)

1. 事業経験・銀行取引状況
  - ・ 事業経験 (※)
  - ・ 銀行取引状況
2. 業界事情と業界内地位
  - ・ 業界内ランク
  - ・ 株式の公開
  - ・ 業界の売上高等の伸び率
3. 成長性・収益性・安全性
  - ・ 成長性【売上高、利益水準 (営業利益、経常利益)】
  - ・ 収益性【利益率水準 (売上高経常利益率、総資本経常利益率)、経営効率 (総資産回転期間、固定資産回転期間)】
  - ・ 安全性【流動比率、固定比率、自己資本比率】
4. 事業計画の安定性
  - ・ 営業開始後の銀行借入必要期間
  - ・ 当該事業の利益率
  - ・ 投資回収期間
  - ・ 総資産に対する計画投資額の割合
5. その他

※ 事業経験に着眼する場合、商法 (合併・分割等) やその他、法に基づき前法人より事業継承した法人については、前法人における事業年数も考慮するものとします。

## ロ 地域との調和

(着眼点)

- ・ 地元の事業者が営業者となるか。
- ・ 地域のまちづくり計画と整合しているか。
- ・ 一般道の交通に悪影響を与えていないか。
- ・ 地元の人がどの程度利用するか。
- ・ 立地について騒音・振動等近隣状況に支障はないか。
- ・ 周辺の景観との調和はどうか。
- ・ 緑化、省エネ、省資源等環境対策に積極的に取り組んでいるか。
- ・ 立地の見通しはどうか。
- ・ その他

## ハ 利用者の利便性

(着眼点)

- ・ 営業時間はどうか。
- ・ 公衆トイレの設置状況はどうか。
- ・ バリアフリーに対する対応はなされているか。
- ・ 道路案内等の情報提供を行うか。
- ・ 利用者ニーズが高いか。
- ・ 複数業種のテナントにより多様なサービスが提供されるか。
- ・ 商品（アイテム数、地域指向の品揃え等）の取扱いは充実しているか。
- ・ 施設の利用者の範囲が限定されないか。
- ・ 高速道路利用者に独自の創意工夫によるサービスの提供が図られるか。
- ・ 近傍の道路サービス施設（サービスエリア・パーキングエリアの休憩所等）と競合しないか
- ・ その他

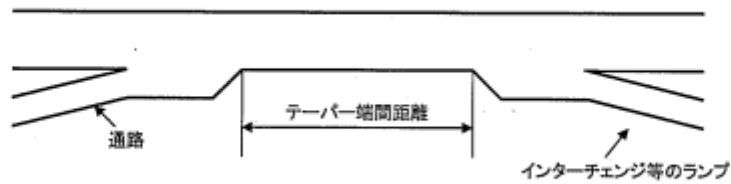
(2) 連結位置に関する事項

① 高速道路本線に連結する場合

(ア) 連結位置の間隔（インターチェンジ等との離隔距離）

ジャンクション、インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア、バスストップ、トンネル及び他の道路利便施設の通路に近接して、通路を連結しようとする場合は、安全かつ円滑な本線の交通に支障を及ぼさないようにしなければなりません。

なお、高速自動車国道の場合は、ジャンクション、インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア及び他の道路利便施設の通路とは2 Km以上間隔（テーパー端間）するものとします。



(イ) 連結位置における高速道路本線の幾何構造

通路の連結は、高速道路本線の平面曲線半径、縦断勾配、縦断曲線半径の値が、一定の値以上確保されている位置に限ります。「設計便覧（案）」（近畿地方整備局）に準ずるものとします。



② サービスエリア・パーキングエリアに連結する場合

サービスエリア・パーキングエリアの駐車場への通路の連結（(ア)及び(イ)）は、サービスエリア・パーキングエリアを利用する自動車及び人の流れに支障を及ぼさないと判断される場合に限り認められます。

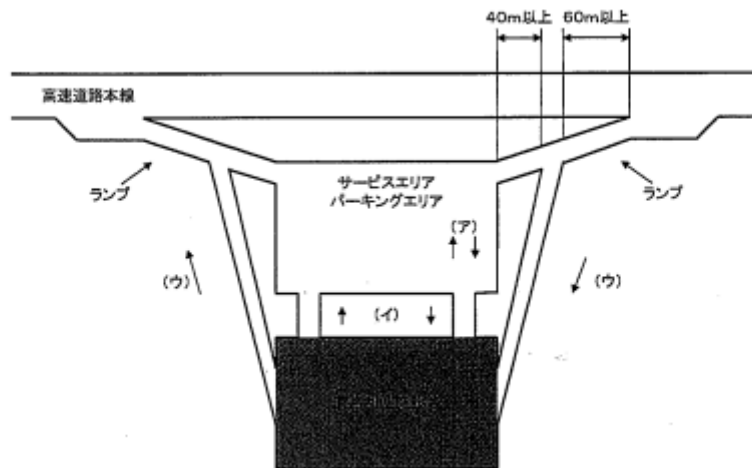
なお、通路の取付け位置は、

(ア) サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結し、1箇所で行き来するケース

(イ) サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結し、入口と出口を分離するケース

(ウ) サービスエリア・パーキングエリアのランプに連結するケース

基本的に以上の3ケース（下図参照）が考えられます。



通路の取付け位置の決定にあたっては、サービスエリア・パーキングエリアの利用形態（混雑度、駐車マスや車路の配置、施設全体のレイアウト、自動車と人の動線等）、改築計画の有無及び通路の利用交通（交通量、車種）等から、次の事項に十分留意しなくてはなりません。

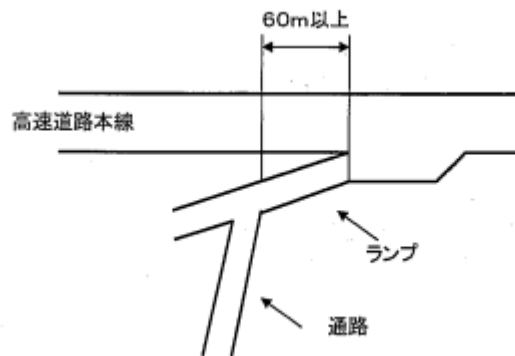
- ・ 通路を出入りする交通により、渋滞が発生するなど、著しい混雑とならないこと。
- ・ 通路への円滑な誘導が可能なこと。
- ・ 自動車の動線が輻輳する等、交通の混乱を生じさせないこと。
- ・ 歩行者の安全が確保されること。

また、ランプと通路を連結させる場合は、高速道路本線とランプとの接続端（ノーズ）と、ランプと通路の接続端（ノーズ）とは60m以上、ランプと通路との接続端とサービスエリア・パーキングエリアの駐車場とは40m以上離隔するものとします。

③ インターチェンジに連結する場合

(ア) インターチェンジの利用交通に支障を及ぼさないよう、取付けの位置を決めなくてはなりません。

(イ) ランプと通路を連結させる場合は、高速道路本線とランプとの接続端（ノーズ）と、ランプと通路との接続端（ノーズ）とは60m以上離隔するものとします。



④ 本線交通への影響

①、②、③の各基準に適合するほか、本線交通へ著しい影響を及ぼすことがないと判断されるときに限って連結が認められます。たとえば、重交通路線において、多くの誘発事故が発生し、現況の本線交通混雑を助長するおそれがあるような規模の大きい利便施設等の連結は認められません。

(3) 通路その他の施設の構造基準に関する事項

① 通路の構造基準の適用範囲

通路の構造基準の適用範囲は、高速道路から道路利便施設の駐車場までとします。ただし、開放型の場合で、駐車場内の車路が一般交通の用に供する（不特定多数の者が高速道路と一般道路等の間で出入りができる。）場合には、高速道路から一般道路等までを適用範囲とします。

| 形態  | 開放型 | 閉鎖型 |
|-----|-----|-----|
| 概要図 |     |     |

② 通路その他の施設の構造基準

1) 計画交通量

通路の設計、駐車場規模の算定に用いる交通量は、原則として開業後10年間で推計される時間交通量のうち最大の値とします。

2) 設計車両

「道路構造令第4条」に準ずるものとします。

通路を通行する車両について、事業者の裁量により車種を制限できるものとなりますが、法的な規制とはならないことから、通路の設計にあたっては、誤進入車の通行に十分配慮しなくてはなりません。

### 3) 通路の規格

通路の設計にあたっては、連結位置、高速道路の設計速度及び通路の利用交通量に応じ、次のイからニに示すとおり、通路をA規格からD規格に区分するものとします。

イ 高速道路本線またはインターチェンジ・サービスエリア・パーキングエリアのランプと連結する通路は、A規格とします。

ただし、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路（設計速度40Km/h以下のとき）等までの部分は、B規格とすることができます。

ロ イの通路のうち、高速道路本線の設計速度が60Km/h又は80Km/hで、かつ、すべての通路の一方向交通量がピーク時において250台/h以下となるときは、B規格とすることができます。

ハ サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結する通路は、C規格とすることができます。

ニ 道路構造令第4条に示すセミトレーラ連結車の通行を制限する場合は、イからロまでの通路において、A規格をB規格、B規格をC規格とすることができます。また、ハの通路においては、C規格をD規格とすることができます。

|   | セミトレーラ連結車の制限 | 高速道路から駐車場まで | 駐車場（高速道路）から一般道路等まで |     |
|---|--------------|-------------|--------------------|-----|
|   |              |             | 一般道路等の設計速度         |     |
| 本線・ランプに連結する場合                                     | なし           | A規格         | 50Km/h以上           | A規格 |
|   |              |             | 40Km/h以上           | B規格 |
|   | あり           | B規格         | 50Km/h以上           | B規格 |
|   |              |             | 40Km/h以上           | C規格 |
| 本線設計速度60または80Km/hかつ、すべての通路の一方向交通量がピーク時250台/h以下のとき | なし           | B規格         | C規格                |     |
|   | あり           | C規格         | C規格                |     |
| サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結する通路                       | なし           | C規格         | C規格                |     |
|   | あり           | D規格         | C規格                |     |

4) 設計速度

通路の設計速度は、連結位置、高速道路の設計速度及び通路の利用交通量に応じ、次の表の設計速度の欄に掲げる値とします。

(単位：Km/h)

|  | セミトレーラ連結車の制限 | 高速道路から<br>駐車場まで | 駐車場（高速道路）から<br>一般道路等まで |    |
|--|--------------|-----------------|------------------------|----|
|  |              |                 | 一般道路等の<br>設計速度         |    |
| 本線・ランプに連結する<br>場合  | なし           | 40              | 50 Km/h以上              | 40 |
|  |              |                 | 40 Km/h以上              | 30 |
|  | あり           | 40              | 50 Km/h以上              | 40 |
|  |              |                 | 40 Km/h以上              | 30 |
| 本線設計速度60または<br>80 Km/hかつ、すべての通路の<br>一方向交通量がピーク時<br>250台/h以下のとき | なし           | 30              | 30                     |    |
|  | あり           | 30              | 30                     |    |
| サービスエリア・パーキング<br>エリアの駐車場に連結する通路                                | なし           | 30又は20          | 30                     |    |
|  | あり           | 30又は20          | 30                     |    |

5) 交差方法

本線又はランプと通路、通路と通路、通路と一般道路等が相互に交差するときの交差の方式は、立体交差とします。ただし、3) 通路の規格 ロ又はハに該当する通路と通路が相互に交差するときにあつては、平面交差とすることができます。

6) 車線、幅員構成、建築限界等

通路の車線数、車線の幅員、車線の分離、中央帯の幅員、路肩（側帯を含む）の幅員、建築限界、曲線部の拡幅については、通路の規格等に応じ「設計便覧（案）」（近畿地方整備局）に準ずるものとします。

ただし、D規格の通路にあつては、「道路構造令」第3種第4級の道路の基準に準ずるものとし、曲線部では普通自動車が行き通れるよう拡幅するものとします。

7) 曲線半径、曲線部の片勾配等

通路の曲線半径、曲線部の片勾配、緩和曲線、視距、縦断勾配、縦断曲線、合成勾配については、通路の設計速度に応じ、「設計便覧(案)」(近畿地方整備局)に準ずるものとします。  
ただし、設計速度20Km/hの通路については、「道路構造令」に準ずるものとします。  
また、積雪寒冷地においては、冬季の交通の安全に十分配慮しなければなりません。

8) 誤進入車に対する対策

高速道路本線又はランプに連結する通路の車種制限を行うときは、誤進入車が高速道路本線へ復帰できる構造とするものとします。また、通り抜け車線(道路利便施設の駐車場に自動車が進入する前に本線へ復帰できるよう通路相互を連結する専用通路)を設置するときは、その規格は、C規格とし、設計速度は30Km/hとします。

9) 土工、舗装、橋梁等

イ) 土工

次に掲げる要綱・指針等に準ずるものとします。

「道路土工要綱 平成2年 (社)日本道路協会」

「道路土工 のり面工・斜面安定工指針 平成11年 (社)日本道路協会」

「道路土工 排水工指針 昭和62年 (社)日本道路協会」

「道路土工 土質調査指針 昭和61年 (社)日本道路協会」

「道路土工 軟弱地盤対策工指針 昭和61年 (社)日本道路協会」

「道路土工 擁壁工指針 平成11年 (社)日本道路協会」

「道路土工 カルバート工指針 平成11年 (社)日本道路協会」

「道路土工 仮設構造物工指針 平成11年 (社)日本道路協会」

「地盤調査の方法と解説 平成16年 (社)土質工学会」

「土質試験の方法と解説 平成12年 (社)土質工学会」

ロ) 舗装

「舗装の構造に関する技術基準・同解説 (社)日本道路協会」に準ずるものとします。

ハ) 橋梁・高架

「道路橋示方書・同解説 I 共通編、II 鋼橋編、III コンクリート編、IV 下部構造編、V 耐震設計編 (社)日本道路協会」に準ずるものとします。

ニ) 防護柵、視線誘導標、標識、道路標示及び区画線、立入防止柵

「設計便覧(案)」(近畿地方整備局)に準ずるものとします。

ホ) 照明施設

「設計便覧(案)」(近畿地方整備局)に準ずるものとします。

ヘ) 構造物の照査

橋・高架、擁壁及びカルバート等の工作物の新設又は改築にあたっては、必要な構造計算又は試験によってその構造が安全であることを確かめなければなりません。

10) 駐車場の構造等

イ) 駐車場の確保

高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことのないよう、駐車需要に見合った規模の駐車場を確保しなくてはなりません。

ロ) 構造及び設備

「駐車場法施行令第8条、第9条」に準ずるものとします。

(4) 通路の維持管理に関する事項

① 維持管理の体制

通路その他の施設を管理する者は、通路の維持管理に万全を期するため、維持管理に関する組織、職務内容等を定めるものとします。また、交通事故又は災害発生時その他交通が危険であると認められる場合などにおける緊急時の維持管理体制を確立するものとします。

② 通路その他の施設の維持管理

通路その他の施設を管理する者は、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じることのないように、連結する高速道路の管理水準に基づき、当該通路その他の施設の路面その他の状況を定期的な巡回その他の方法によりの確に把握し、通路その他の施設の適切な維持管理を行うものとします。

③ 緊急時における措置

通路その他の施設を管理する者は、交通事故又は災害発生時その他交通が危険であると認められる場合においては、自動車の誘導その他の適切な危険防止の措置を講じるものとします。

④ 通路の開閉方法

通路その他の施設を管理する者は、通路の開閉場所及び開閉方法については、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないようにするものとします。

6. 道路法第24条（承認工事）、第32条（占用許可）に関する事項

(1) 道路法第24条

高速道路の区域に新たに編入するもの、高速道路及び一般道路上に設置する施設については、別途道路法第24条に基づく承認工事の手続が必要となります。

ア) 認工事手続フロー

|              | 高速道路区域  | 一般道路区域   |
|--------------|---|--|
| 手続き<br>フロー   | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工事施行承認申請<br/>(申請者→近畿地方整備局長)</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">審 査</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工事施行承認<br/>(近畿地方整備局長→申請者)</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工 事 施 行</div> </div> | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工事施行承認申請<br/>(申請者→道路管理者)</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">審 査</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工事施行承認<br/>(道路管理者→申請者)</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">道路管理者間の設置協議<br/>(道路管理者→道路管理者)</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工 事 施 行</div> </div> |
| 通路等の<br>事業区分 | ③ 高速道路区域内に設置する通路<br>(高速道路と交差するカルバートボックス)<br>⑤ 高速道路と通路の取付部分<br>⑥ 高速道路に設置する標識・情報板・照明等の附属施設<br>※ ○付き数字については、26ページ内の項目欄参照   | ⑦ 一般道路に設置する標識・情報板等の附属施設  |

イ) 承認工事の技術基準

承認工事については、「道路構造令」、「設計要領」等、道路管理者がその工事を行うときの技術基準によるものとします。



(申請書)

(用紙A4)

道路工事施行承認申請書

(道路管理者等)

近畿地方整備局長 殿

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

道路法第24条の規定により、道路工事行承認を申請します。

|       |  |               |
|-------|--|---------------|
| 施工目的  |  |               |
| 施工場所  | 路線名  | 歩道・車道・その他 ( ) |
|       | 場所   |               |
| 工事概要  | 工事種別   | 施工数量          |
|       |  |               |
|       |  |               |
|       |  |               |
|       |  |               |
| 工事の期間 | 平成 年 月 日<br>平成 年 月 日 日間  |               |
| 施工方法  | 直営・請負<br>施工業者 住 所<br>業者名<br>担当者<br>連絡先                         |               |
| 添付書類  | 位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様図、公図 (写)、求積表<br>誓約書、同意書、現況写真、その他 ( ) |               |
| 備 考   |  |               |

## 記載要領

1. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
2. 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
3. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと
4. 「工事の期間」の欄には、工事实施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
5. 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
6. 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。  
位置図は1／50，000程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図（1／1，000程度）及び縦横断面図を指し、誓約書とは、施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。
7. その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。  
例) 概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等

(2) 道路法第32条(道路占用許可)

高速道路又は一般道路の道路区域に橋梁等の構造物を設置するときは、別途、道路法第32条に規定する道路占用許可が必要となります。

① 占用許可手続きフロー

|          | 高速道路区域  | 一般道路区域  |
|----------|---|---|
| 手続きフロー   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">道路占用許可申請<br/>(申請者→近畿地方整備局長)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">審 査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">道路占用許可<br/>(近畿地方整備局長→申請者)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">工 事 施 行</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">道路占用許可申請<br/>(申請者→道路管理者)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">審 査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">道路占用許可<br/>(道路管理者→申請者)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">工 事 施 行</div> |
| 通路等の事業区分 | <p>③ 高速道路区域内に設置する通路<br/>(高速道路を横過する橋梁等)</p> <p>⑤ 高速道路と通路の取付部分</p>  | <p>④ 一般道路区域内に設置する通路<br/>(一般道路を横過する構造物)</p>  |

② 占用工事の技術基準

占用工事については、「道路構造令」、「設計要領」等道路管理者がその工事を行うときの技術基準によるものとします。

③ 占用許可条件

占用許可にあたっては、道路の構造又は円滑かつ安全な交通を確保するために、必要な条件を付すものとします。

④ 占用料

政令で定める占用料を徴収します。

⑤ 占用料の徴収

占用料については、(分任)歳入徴収官が発行する納入告知書により徴収します。占用期間が複数年度の場合は、2年度以降、当該年度分を4月30日までに納入告知書により徴収します。

(別紙3)  
様式第五 (第四條の三関係)

|    |    |    |      |    |   |   |   |
|----|----|----|------|----|---|---|---|
| 新規 | 更新 | 変更 | (番号) | 平成 | 年 | 月 | 日 |
|    |    |    |      | 平成 | 年 | 月 | 日 |

道路占用 許可申請 協議 書

(道路管理者等) 殿

〒  
住所  
氏名  
担当者  
TEL

印

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

|           |            |    |  |            |         |  |           |
|-----------|------------|----|--|------------|---------|--|-----------|
| 占用の目的     |            |    |  |            |         |  |           |
| 占用の場所     | 路線名        |    |  |            |         |  | 車道・歩道・その他 |
|           | 場所         |    |  |            |         |  |           |
| 占用物件      | 名称         | 規模 |  |            | 数量      |  |           |
|           |            |    |  |            |         |  |           |
| 占用の期間     | 平成 年 月 日から | 間  |  | 平成 年 月 日まで | 占用物件の構造 |  |           |
| 工事の時期     |            |    |  |            | 工事実施の方法 |  |           |
| 道路の復旧方法備考 |            |    |  |            | 添付書類    |  |           |
| 備考        |            |    |  |            |         |  |           |

記載要領

- 「許可申請協議」、「第32条」、「第35条」、及び「許可を申請協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新規更新変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

## 7. 連結料の額の基準及び徴収方法について

### (1) 連結料の構成

連結料は、連結許可による受益者負担部分と、連結したことにより増加する管理費用の実費（以下「追加管理費用額」といいます。）からなります。

#### ※ 追加管理費用の内訳

- ・加減速車線の道路清掃費、道路維持費、雪氷対策費
- ・標識、照明施設、情報板等の維持管理費
- ・道路利便施設の土地の時価の鑑定料
- ・その他

### (2) 連結料の算定方法

連結料は、以下の算式により算定します。なお、対象面積からは、一般道路側駐車場及び通路部分を除くものとします。

連結料＝「連結したときと連結がないとしたときとの  
道路利便施設の敷地の純地代の差額の1/2＋追加管理費用」

ただし、高速道路と連結する駐車場の連結料は、以下の算式により算定します。

連結料＝「連結したときと連結がないとしたときとの  
道路利便施設の敷地の純地代の差額の1/4＋追加管理費用」

#### ※ 純地代の差額の算定方法

連結したときと連結がないとしたときについて、下記の3手法を勘案して純地代を求め、「連結したときの純地代－連結がないとしたときの純地代」により算定します。

その際、積算法を基本としつつ、賃貸事例比較法及び収益分析法を使用できる場合は、これらを勘案します。

##### ① 積算法

近傍類似の土地の時価×期待利回り  
(期待利回りは2%とします。)

##### ② 賃貸事例比較法

近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代

##### ③ 収益分析法

高速自動車国道活用施設の売上高×近傍類似地の純賃料÷売上高

(3) 連結料の徴収方法

① 追加管理費用分以外（受益者負担部分）

連結許可日から3ヶ月以内に納入告知書により初年度分を一括して徴収します。

2年度以降は、当該年度分を6月30日までに徴収します。

② 追加管理費用分

2年度以降、前年度分を6月30日までに徴収し、最終年度は、連結許可満了日の翌日から3ヶ月以内に最終年度分を徴収します。

(4) 連結料の見直し

積算法の近傍類似の土地の時価については、原則として5年ごとに見直しを行うこととし、その間に情勢の著しい変動により必要が生じたときにはその時点で見直しを行うこととします。

## 積算法に基づく連結料算定の例

### I ショッピングセンター

#### 【仮定条件】

- ショッピングセンター敷地の連結前の価格 100,000円/㎡
- 当該敷地の連結後の価格 120,000円/㎡ (2割増と仮定)
- 敷地面積 200,000㎡
- 高速道路側駐車場面積 70,000㎡
- 一般道路側駐車場面積 70,000㎡

$$\begin{aligned} \text{連結料単価 (駐車場以外)} &= (120,000 - 100,000) * 2\% * 1/2 \\ &= 200\text{円}/\text{m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{連結料単価 (駐車場)} &= (120,000 - 100,000) * 2\% * 1/4 \\ &= 100\text{円}/\text{m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \therefore \text{連結料} &= 200\text{円}/\text{m}^2 * \underbrace{60,000\text{m}^2}_{\text{(敷地面積 - 総駐車場面積)}} + 100\text{円}/\text{m}^2 * \underbrace{70,000\text{m}^2}_{\text{(高速道路側駐車場面積)}} \\ &= 19,000,000\text{円} \end{aligned}$$

### II 物流施設

#### 【仮定条件】

- 物流施設敷地の連結前の価格 70,000円/㎡
- 当該敷地の連結後の価格 77,000円/㎡ (1割増と仮定)
- 敷地面積 100,000㎡

$$\begin{aligned} \text{連結料単価} &= (77,000 - 70,000) * 2\% * 1/2 \\ &= 70\text{円}/\text{m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \therefore \text{連結料} &= 70\text{円}/\text{m}^2 * 100,000\text{m}^2 \\ &= 7,000,000\text{円} \end{aligned}$$

※ 数字はすべて仮定です。

## 8. 連結許可条件に関する事項

連結許可にあたっては、高速道路の構造を保全し、その安全かつ円滑な交通を確保するために、次のような条件を付すものとします。(条件が変更されるときや、これら以外の条件が付加されるときがあります。)

### (1) 通路等の工事について

- ① 通路等が高速道路区域に接続する部分の工事については、道路法第24条の規定に基づき、別途、道路管理者等の承認を得ること。
- ② 高速道路区域内の構築物(通路、照明、標識、情報板等)の設置については、道路管理者等の基準によるとともに、道路法第24条又は第32条の規定に基づき、別途、道路管理者等の承認又は許可を千ること。
- ③ 工事に伴い、都市計画法上の開発許可等、他の法令の許認可が必要なときは、この許認可を得た後に工事に着手しなければならない。
- ④ 連結許可を受けた者(以下「連結者」という。)は、通路上に通路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、又は物件を設置しないこと。

### (2) 通路等の維持管理について

- ① 連結者は、通路上で発生した緊急事態を発見し、又はこれについて連絡を受けたときは速やかに道路管理者等へ連絡すること。
- ② 連結者は、定期的に通路等の巡回及び保守点検を行い、並びに通行の支障となる損傷の修繕又は物件の除去を行う等、適切な維持管理を行うこと。
- ③ 連結者は、通路等における渋滞の発生その他の交通傷害を防止するための措置を講じること。
- ④ 連結者は、著しい交通渋滞が生じることその他の理由により高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがあるときには、通路の閉鎖その他の適切な措置を講じること。また、道路管理者等の指示があったときは、すみやかにその指示に従うこと。
- ⑤ 連結者は、通路を開閉する日時を道路管理者等に通知するとともに、緊急時において、開閉する日時を変更する場合には道路管理者等に連絡すること。
- ⑥ 連結者は、通路の開閉場所及び開閉方法について道路管理者等とあらかじめ協議すること。
- ⑦ 連結者は、通路の開閉する場合の情報提供について道路管理者等の指示に従うこと。
- ⑧ 連結者に起因して高速道路を破損し、又は破損するおそれがあるときは、道路管理者等の指示する工法により修復し、又は相当の措置を講じるとともに、その費用は連結者において負担すること。



(3) 道路管理協力義務等について

- ① 管理の必要上、道路管理者等が行う通路その他の施設の立入りについて、これを容認しかつ妨げないこと。
- ② 連結者は、高速道路の通行規制にあたり、道路管理者等が協力を求めたときは、高速道路の通行規制に関する情報を提供し、道路利便施設等の利用車両に対して、高速道路本線への自動車の流出誘導又は流出抑制など必要な措置を講じること。
- ③ 災害その他不可抗力によって高速道路が破損し、若しくは破損するおそれがあり、又は高速道路において交通事故等が発生したときに高速道路の通行を禁止又は制限することにより生じる道路利便施設等への損害については、道路管理者等はその責を負わないものとする。
- ④ 高速道路を維持、修繕するための工事等については、連結者はこれを容認し、かつ、妨げないものとし、当該期間中の道路利便施設等の損害については、道路管理者等はその責を負わないものとする。
- ⑤ 高速道路と連結する通路の部分が、災害その他不可抗力によって破損し、又は破損するおそれがあり、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、連結者は道路管理者等と協議の上、すみやかに復旧等の措置を講じること。
- ⑥ 道路工事又は道路管理の必要により、連結許可を取り消し、若しくはその効力を停止し又は道路利便施設等の変更等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は連結者において負担すること。

(4) 連結料について

- ① 連結料は(分任)歳入徴収官が発行する納入告知書により指定期限までに国庫に納入すること。
- ② 前年度の売上収入額について、道路管理者等の指示により、報告すること。

(5) 連結期間満了時等の措置について

- ① 連結許可期間が満了後も引き続き連結しようとするときは、満了30日前までに新たに連結許可申請書を提出し、許可を得ること。
- ② 連結許可期間が満了する前に連結を廃止するときは、事前に道路管理者等と協議すること。
- ③ 連結許可期間が満了したとき又は連結を廃止したときは、連結者において道路管理者等の指示する工法により原状回復等の措置を講じること。

(6) その他

- ① 連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設は、道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないように適切に維持、管理すること。
- ② 連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設を変更する場合（許可を受けた者と異なる者が施設を追加等する場合を含む。）には、道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないようにすること。
- ③ 連結者は、道路法第48条の5第3項及び高速自動車国道法第11条の2第5項で定める軽微な変更をしようとするときは、遅滞なくその内容を道路管理者等に届出ること。
- ④ 連結により道路管理者等に損害を与え又は第三者と紛争が生じたときは、連結者の責任において解決すること。
- ⑤ 道路利便施設等の種類又は規模を変更しないこと。
- ⑥ 連結者は、氏名若しくは名称又は所在地を変更したときは、遅滞なく道路管理者等に届出ること。
- ⑦ 道路利便施設の営業時間を変更し、又は営業を休止するときは、道路管理者等に報告すること。
- ⑧ 道路利便施設の駐車場の混雑が恒常的であり、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、駐車場の拡張等必要な措置を講じること。
- ⑨ 通路等の連結許可申請書（添付書類を含む。）の記載事項を変更するときは、その旨をあらかじめ届け出ること。
- ⑩ 道路法、高速自動車国道法及びその他関係法令を遵守すること。
- ⑪ その他、関係法令及び上記に定めのない事項が生じたときは、その措置について事前に道路管理者等の承諾を得るものとする。

以上の条件に違反したときは、本許可を取り消すことがある。

## 9. その他

### (1) 受委託に関する事項

道路管理者等は、連結許可を受けた施設のうち、占用物件については、事業者の委託に基づき、道路利便施設の通路のその他の施設の建設を行うことができます。

受委託の範囲等については、連結許可を受けた後に、事業者と道路管理者等との間で基本協定を締結するものとします。

また、実施にあたっての詳細な事項については、毎年度契約を締結するものとします。

### (2) 監督処分及び許可の取り消しについて

高速道路の交通の安全性・円滑性を確保するために、道路管理者等は、道路法及び高速自動車国道法の規定や連結許可の際に付した連結許可条件に違反している事業者に対して、連結許可を取り消し、効力の停止、行為若しくは工事の中止、道路の原状回復等を命ずること（以下「監督処分」という。）があります。たとえば、道路利便施設等を管理する事業者の倒産・破産により通路の管理が適正に行われず事態が生じたときは、連結許可を取り消し、出入口の閉鎖を行うとともに原状回復を求める等の監督処分を行うこととなります。（道路法第71条第1項及び高速自動車国道法第11条の8参照）

また、道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき、道路の構造又は交通に著しい支障が生じたとき、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときにも、道路管理者等は監督処分を行うことがあります。（道路法第71条第2項及び高速自動車国道法第11条の8参照）

なお、監督処分による連結許可の取消しは、道路法第72条の損失補償の対象にはなりません。

### (3) 道路利便施設を閉鎖（廃業）

道路利便施設を閉鎖（廃業）するときには、高速道路に連結する通路を閉鎖するとともに、道路区域内については、道路管理者等の指示する工法により原状回復等の措置を講じていただきます。

なお、管理を適正に行う能力を有する者が道路管理者等の承認を得て道路利便施設と高速道路を連絡する通路や駐車場を譲り受ければ、連結許可に基づく地位を承継し、道路利便施設等を存続させることができます。（道路法第48条の9及び高速自動車国道法第11条の6参照）

### (4) 交通管理者との協議

連結予定者決定後の通路の詳細設計にあたり、道路管理者等及び事業者は交通管理者（所轄の公安委員会）に通路の構造、交通運用等について協議することになっています。なお、本規定は、連結予定者決定前の交通管理者との協議を妨げるものではありません。

10. 道路利便施設等関係法令

○ 道路法第48条の4（自動車専用道路との連結の制限）

（法律）

第48条の4 次に掲げる施設以外の施設は、第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

- 一 道路等（軌道を除く。次条第1項及び第48条の14第2項において同じ。）
- 二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設
- 三 第1号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

○ 高速自動車国道法第11条（高速自動車国道との連結の制限）

（法律）

第11条 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。

- 一 道路、一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設
- 二 当該高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設
- 三 第1号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

○ 道路法第48条の5（連結許可等）

（法律）

第48条の5 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可（以下「連結許可」という。）を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第48条の7から第48条の10までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第48条の3ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

一 前条第1号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。

二 前条第2号又は第3号に掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

3 連結許可を受けた前条第2号又は第3号に掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の許可について準用する。

○ 高速自動車国道法第11条の2（連結許可等）

（法律）

- 第11条の2 前条各号に掲げる施設（高速自動車国道を除く。）を管理する者は、当該施設を高速自動車国道と連結させようとする場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可（以下「連結許可」という。）を受けなければならない。
- 2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときを限り、連結許可をすることができる。
- 一 前条第1号に掲げる施設 第5条第1項又は第3項の規定により定められた整備計画に適合するものであること。
  - 二 前条第2号又は第3号に掲げる施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第5条第1項又は第3項の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。
  - 三 前条第2号又は第3号に掲げる施設であつて、前号に掲げる以外のもの 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
- 3 道路運送法第74条第2項の規定は、連結許可については、適用しない。
- 4 連結許可を受けた前条第2号又は第3号に掲げる施設であつて第2項第3号に該当するものを管理する者は、当該施設を同項第1号又は第2号の施設としようとする場合（政令で定める場合を除く。）には、連結許可を受けなければならない。
- 5 連結許可を受けた前条第2号又は第3号に掲げる施設を管理する者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 6 第2項の規定は、前項の許可について準用する。
- 7 第5項の許可を受けた施設は、連結許可を受けた前条第2号又は第3号に掲げる施設とみなして、第4項及び第5項の規定を適用する。

○ 高速自動車国道法第25条の2（権限の委任）

（法律）

- 第25条の2 前章及びこの章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第12条第1項本文の規定による決定については、この限りでない。

○ 高速自動車国道法施行規則第9条（権限の委任）

（省令）

- 第9条 法第2章及び第3章に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第12条第1項本文の規定による決定及び法第24条第1項の規定による審査請求に対する裁決については、この限りでない。

○ 道路法施行令第19条の16（連結位置に関する基準）

（政令）

第19条の16 法第48条の5第2項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める連結位置に関する基準は、当該自動車専用道路の構造及び交通の状況その他当該自動車専用道路及び周辺の状態を勘案して、当該自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのない位置であることとする。

○ 高速自動車国道法施行令第6条（連結位置に関する基準）

（政令）

第6条 法第11条の2第2項第3号（同条第6項において準用する場合を含む。）の政令で定める連結位置に関する基準は、次のとおりとする。

一 高速自動車国道の本線車道（以下この号において単に「本線車道」という。）に直接出入りすることができる施設にあつては、当該施設の本線車道に接続する部分（変速車線を含む。以下この号において同じ。）が他の法第11条各号に掲げる施設（整備計画に定められた連結予定施設を含む。）その他本線車道に直接出入りすることができる国土交通省令で定める施設の本線車道に接続する部分から本線車道に沿って2キロメートル以上離れていること。

2 前号に掲げるもののほか、当該高速自動車国道の構造及び交通の状況その他当該高速自動車国道及び周辺の状態を勘案して、高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのない位置であること。

○ 道路法施行規則第4条の13の2（自動車専用道路と道路等の連結の許可手続）

（省令）

第4条の13の2 法律第48条の5第1項の連結許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（法第48条の4第1号に掲げる施設の連結許可にあつては第1号から第5号までに掲げる事項、同条第2号に掲げる施設（以下「利便施設等」という。）の連結許可にあつては第1号から第8号まで及び第11号に掲げる事項）を記載した申請書に位置図並びに連結のために必要な工事の区間及び工事の設計の概要を記載した平面図、縦断図及び横断定規図（法第48条の4第1号に掲げる施設にあつては、平面図）を添付して道路管理者に提出しなければならない。

- 一 自動車専用道路の路線名
- 二 連結位置及び連結予定施設
- 三 連結を必要とする理由（法第48条の4第3号に掲げる施設（以下「通路等」という。）の連結許可にあつては、当該通路等により自動車専用道路と連絡する施設が、利便施設等に該当する理由を含む。）
- 四 連結のために必要な工事に要する費用の概算額
- 五 工事の施行期間
- 六 連結する期間
- 七 利便施設等の設計の概要
- 八 利便施設等の事業計画及び資金計画
- 九 通路等の交通量の見込み
- 十 通路等の維持管理の計画
- 十一 その他必要な事項



○ 道路法施行規則第4条の13の3（利便施設等又は通路等の構造に関する技術的基準）

（省令）

第4条の13の3 法第48条の5第2項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 利便施設等にあつては、次に掲げるものであること。
  - イ 関係法令の規定を遵守するものであること。
  - ロ 自動車専用道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。
  - ハ 当該利便施設等の利用者の安全かつ円滑な通行を確保するものであること。
- 二 通路等にあつては、次に掲げるものであること。
  - イ 幅員、線形、勾配その他の構造が、自動車専用道路の構造及び交通の状況その他当該自動車専用道路及び周辺の状態を勘案して、当該通路等の連結によつて自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。
  - ロ 利便施設等の規模、用途その他の状況に応じて自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすことがないように、必要な規模及び適切な構造の駐車場を当該通路等に設けること。

○ 道路法施行規則第4条の13の4（軽微な変更）

（省令）

第4条の13の4 法第48条の5第3項の国土交通省令で定める軽微な変更は、幅員、線形若しくは勾配又は駐車場の規模若しくは構造の変更を伴わない通路等の構造についての変更とする。

○ 道路法施行規則第4条の13の5（構造についての変更の許可手続）

（省令）

第4条の13の5 法第48条の5第3項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に利便施設等又は通路等の構造についての変更に伴う工事の区間及び工事の設計の概要を記載した平面図、縦断図又は横断定規図を添付して道路管理者に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更を必要とする理由
- 三 工事の施行期間

○ 高速自動車国道法施行規則第2条（高速自動車国道と道路等の連結の許可手続）

（省令）

第2条 法第11条の2第1項の連結許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（法第11条第1号に掲げる施設の連結許可にあつては第1号から第5号までに掲げる事項、同条第2号に掲げる施設（以下「利便施設等」という。）の連結許可にあつては第1号から第8号まで及び第11号に掲げる事項）を記載した申請書に位置図並びに連結のために必要な工事の区間及び工事の設計の概要を記載した平面図、縦断図及び横断定規図（法第11条第1号に掲げる施設にあつては、平面図）を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 高速自動車国道の路線名
- 二 連結位置及び連結予定施設
- 三 連結を必要とする理由（法第11条第3号に掲げる施設（以下「通路等」という。）の連結許可にあつては、当該通路等により高速自動車国道と連絡する施設が、利便施設等に該当する理由を含む。）
- 四 連結のために必要な工事に要する費用の概算額
- 五 工事の施行期間
- 六 連結する期間
- 七 利便施設等の設計の概要
- 八 利便施設等の事業計画及び資金計画
- 九 通路等の交通量の見込み
- 十 通路等の維持管理の計画
- 十一 その他必要な事項

○ 高速自動車国道法施行規則第3条（本線車線に直接出入りすることができる施設）

（省令）

第3条 高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号。以下「令」という。）第6条第1号の国土交通省令で定める施設は、高速自動車国道に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所とする。

○ 高速自動車国道法施行規則第4条（利便施設等又は通路等の構造に関する技術的基準）

（省令）

第4条 法第11条の2第2項第2号（同条第6項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 利便施設等にあつては、次に掲げるものであること。

イ 関係法令の規定を遵守するものであること。

ロ 高速自動車国道及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。

ハ 当該利便施設等の利用者の安全かつ円滑な通行を確保するものであること。

二 通路等にあつては、次に掲げるものであること。

イ 幅員、線形、勾配その他の構造が、高速自動車国道の構造及び交通の状況その他当該高速自動車国道及び周辺の状況を勘案して、当該通路等の連結によつて高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。

ロ 利便施設等の規模、用途その他の状況に応じて高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすことがないように、必要な規模及び適切な構造の駐車場を当該通路等に設けること。

○ 高速自動車国道法施行規則第5条（軽微な変更）

（省令）

第5条 法第11条の2第5項の国土交通省令で定める軽微な変更は、幅員、線形若しくは勾配又は駐車場の規模若しくは構造の変更を伴わない通路等の構造についての変更とする。

○ 高速自動車国道法施行規則第6条（構造についての変更の許可手続）

（省令）

第6条 法第11条の2第5項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に利便施設等又は通路等の構造についての変更に伴う工事の区間及び工事の設計の概要を記載した平面図、縦断図又は横断定規図を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更を必要とする理由

三 工事の施行期間

○ 道路法第48条の6（連結許可等に係る施設の管理）

（法律）

第48条の6 連結許可及び前条第3項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けた第48条の4第2号又は第3号に掲げる施設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

○ 道路法施行規則第4条の13の6（利便施設等又は通路等の維持管理に関する基準

（省令）

第4条の13の6 法第48条の6の国土交通省令で定める基準は、当該利便施設等又は通路等を管理する者が、自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことのないように、定期的に当該利便施設等又は通路等の巡回及び保守点検を行い、並びに通行の支障となる損傷の修繕又は物件の除却を行うことその他の当該利便施設等又は通路等の適切な維持管理を行うこととする。

○ 高速自動車国道法第11条の3（連結許可等に係る施設の管理）

（法律）

第11条の3 連結許可及び前条第5項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けて高速自動車国道と連結する第11条第2号又は第3号に掲げる施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

○ 高速自動車国道法施行規則第7条（利便施設等又は通路等の維持管理に関する基準）

（省令）

第7条 法第11条の3の国土交通省令で定める基準は、当該利便施設等又は通路等を管理する者が、高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことがないように、定期的に当該利便施設等又は通路等の巡回及び保守点検を行い、並びに通行の支障となる損傷の修繕又は物件の除却を行うことその他の当該利便施設等又は通路等の適切な維持管理を行うこととする。

○ 道路法第48条の7（連結料の徴収）

（法律）

第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号又は第3号に掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。  
2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。

○ 道路法施行令第19条の17（指定区間内の国道に係る連結料の額の基準）

（政令）

第19条の17 指定区間内の国道に係る法第48条の7第1項の規定による連結料の額の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる額の合計額の範囲内であること。

イ 当該自動車専用道路と連結する法第48条の4第2号に掲げる施設（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は当該自動車専用道路と連結する同条第3号に掲げる施設（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて自動車専用道路と連絡する同条第2号に掲げる施設（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連絡通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合のこれらの土地との国土交通省令で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額

ロ 当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該自動車専用道路の管理に要する費用の額（以下「追加管理費用額」という。）

二 追加管理費用額を下回らないこと。

三 連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。

○ 道路法施行令第19条の18（指定区間内の国道に係る連結料の徴収方法）

（政令）

第19条の18 指定区間内の国道に係る法第48条の7第1項の規定による連結料は、毎年度、当該年度分を6月30日（追加管理費用額に相当する分にあつては、翌年の6月30日）まで一括して徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる連結料は、当該各号に定める日から3月以内に一括して徴収するものとする。

一 連結許可の日の属する年度分の連結料（追加管理費用額に相当する分を除く。）当該連結許可の日

二 法第48条の10の規定により連結許可に翌年度以降にわたらない期限が付された場合における追加管理費用額に相当する分又は同条の規定により連結許可に翌年度以降にわたる期限が付された場合における最終年度の追加管理費用額に相当する分の連結料 当該期限が到来した日の翌日

2 前項の連結料は、納入告知書により徴収するものとする。

3 第1項の連結料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、道路管理者が法第71条第2項の規定により連結許可を取消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連続許可の日から当該連結許可の取消の日までの期間につき算出した連結料の額を超えるときは、その超える額の連結料は、返還する。

○ 道路法施行規則第4条の13の7（地代の差額に相当する額の算定方法）

（省令）

第4条の13の7 令第19条の17第1号イの地代の差額に相当する額は、近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性その他の土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）の時価に期待利回りを乗じて得た額、近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代に相当する額及び利便施設等において通常得られる売上収入額に第4条の5の2第1項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を勘案して算出する、自動車専用道路と連結する利便施設等（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は自動車専用道路と連結する通路等（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて自動車専用道路と連絡する利便施設等（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は当該連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合の当該土地との純地代の額の差額に相当する額（当該連結利便施設等又は当該連結通路等及び当該連絡施設の用に供する土地に係る公租公課に相当する額が当該連結利便施設等又は当該連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合の公租公課に相当する額を上回る場合にあっては、その差額を控除した額）とする。

○ 高速自動車国道法第11条の4（連結料の徴収）

（法律）

第11条の4 国は、第11条第2号又は第3号に掲げる施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。  
2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、政令で定める。  
3 第1項の規定に基づく連結料は、国の収入とする。

○ 高速自動車国道法施行令第8条（連結料の額の基準）

（政令）

第8条 法第11条の4第1項の連結料の額の基準は、次のとおりとする。  
一 次に掲げる額の合計額の範囲内であること。  
イ 当該高速自動車国道と連結する法第11条第2号に掲げる施設（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は当該高速自動車国道と連結する同条第3号に掲げる施設（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて高速自動車国道と連絡する同条第2号に掲げる施設（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連絡通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合のこれらの土地との国土交通省令で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額  
ロ 当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該高速自動車国道の管理に要する費用の額（以下「追加管理費用額」という。）  
二 追加管理費用額を下回らないこと。  
三 連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。

○ 高速自動車国道法施行令第9条（連結料の徴収方法）

（政令）

第9条 法第11条の4第1項の連結料は、毎年度、当該年度分を6月30日（追加管理費用額に相当する分にあつては、翌年の6月30日）まで一括して徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる連結料は、当該各号に定める日から3月以内一括して徴収するものとする。

一 連結許可の日の属する年度分の連結料（追加管理費用額に相当する分を除く。）当該連結許可の日

二 法第11条の7の規定により連結許可に翌年度以降にわたらない期限が付された場合における追加管理費用額に相当する分又は同条の規定により連結許可に翌年度以降にわたる期限が付された場合における最終年度の追加管理費用額に相当する分の連結料 当該期限が到来した日の翌日

2 前項の連結料は、納入告知書により徴収するものとする。

3 第1項の連結料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第11条の8第1項において準用する道路法第71条第2項の規定により連結許可を取り消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可の日から当該連結許可の取消しの日までの期間につき算出した連結料の額を超えるときは、その超える額の連結料は、返還する。

○ 高速自動車国道法施行規則第8条（地代の差額に相当する額の算定方法）

（省令）

第8条 令第8条第1号イの地代の差額に相当する額は、近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性その他の土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）の時価に期待利回りを乗じて得た額、近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代に相当する額及び利便施設等において通常得られる売上収入額に道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の2第1項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を勘案して算出する、高速自動車国道と連結する利便施設等（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は高速自動車国道と連結する通路等（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて高速自動車国道と連絡する利便施設等（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は当該連結通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合の当該土地との純地代の額の差額に相当する額（当該連結利便施設等又は当該連結通路等及び当該連絡施設の用に供する土地に係る公租公課に相当する額が当該連結利便施設等又は当該連結通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合の公租公課に相当する額を上回る場合にあつては、その差額を控除した額）とする。

○ 道路法施行規則第4条の5の2（休憩所等の売上収入額に応じて算定する額）

（省令）

第4条の5の2 令第19条の2第1項の国土交通省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる割合を占有面積1平方メートルにつき1年当たりの同項に規定する売上収入額に乗じて得た額とする。

一 近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）が賃貸されている場合

当該近傍類似の土地の1年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている修繕費、管理事務費、公租公課その他必要な経費を控除して得た額の当該近傍類似の土地に存する施設において行われる営業により得られる1年当たりの売上収入額に対する割合

二 近傍類似の土地に存する施設が賃貸されている場合（前号に掲げる場合を除く。）

当該施設の1年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、空室等による損失を補填するための引当金、公租公課その他必要な経費を控除して得た額（次項において「純賃料」という。）のうち土地に係る部分として負担させることが適当な額の当該施設において行われる営業により得られる1年当たりの売上収入額に対する割合

2 前項第2号の土地に係る部分として負担させることが適当な額は、当該近傍類似の土地の時価及び当該施設の建設に要する費用の合算額に占める当該近傍類似の土地の時価の割合を純賃料に乗じて得た額を基礎として算出するものとする。

○ 道路法第48条の8（連結許可等に基づく地位の承継）

（法律）

第48条の8 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して30日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

○ 道路法第48条の9

（法律）

第48条の9 道路管理者の承認を受けて連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。



○ 高速自動車国道法第11条の5（連結許可等に基づく地位の承継）

（法律）

第11条の5 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

○ 高速自動車国道法第11条の6

（法律）

第11条の6 国土交通大臣の承認を受けて連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

○ 道路法第48条の10（連結許可等の条件）

（法律）

第48条の10 道路管理者は、連結許可等又は前条の承認には、自動車専用道路の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

○ 高速自動車国道法第11条の7（連結許可等の条件等）

（法律）

第11条の7 国土交通大臣は、連結許可等又は前条の承認には、高速自動車国道の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

○ 道路法第71条（道路管理者等の監督処分）

（法律）

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐欺その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 全2号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4～7 （略）

○ 道路法第73条（負担金等の強制徴収）

（法律）

第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は、14.5パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、5年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

○ 高速自動車国道法第11条の8（連結許可等に対する監督処分等）

（法律）

第11条の8 道路法第71条第1項から第3項までの規定は、連結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設について準用する。この場合において、同条第1項から第3項までの規定中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第1項及び第2項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条第1項中「連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設」とあるのは「高速自動車国道法第11条の2第1項又は第5項の許可に係る高速自動車国道と連結する施設」と読み替えるものとする。

2 道路法第73条の規定は、第11条の4第1項の規定に基づく連結料の徴収について準用する。この場合において、同法第73条第1項から第3項までの規定中「道路管理者」とあるのは「国」と、同条第2項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

○ 高速自動車国道法施行令第10条（手数料及び延滞金の額）

（政令）

第10条 法第11条の8第2項において準用する道路法第73条第2項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状1通につき郵便法（昭和22年法律第165号）第22条第1項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

2 法第11条の8第2項において準用する道路法第73条第2項の規定により国が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る連結料の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から連結料の納付の日までの日数に応じ連結料の額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、連結料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる連結料の額は、その納付のあつた連結料の額を控除した額による。

3 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

4 （略）

○ 道路法第102条

（法律）

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第71条第1項又は第2項（第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

五 （略）

○ 高速自動車国道法第28条の2

（法律）

第28条の2 第11条の8第1項において準用する道路法第71条第1項又は第2項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

○ 道路法第105条

（法律）

第105条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前6条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○ 高速自動車国道法第32条

(法律)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第28条の2から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○ 道路法第106条

(法律)

第106条 第48条の8第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○ 高速自動車国道法第32条の2

(法律)

第32条の2 第11条の5第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○ 道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

(法律)

第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項又は第19条から第22条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

○ 道路法第32条（道路の占用の許可）

（法律）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4～5 （略）

○ 道路法第38条（道路管理者の道路の占用に関する工事の施行）

（法律）

第38条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に係りのあるものを自ら行うことができる。

2 （略）

○ 道路構造令第4条（設計車両）

（政令）

第4条 道路の設計にあつては、第一種、第二種、第三種第一級又は第四種第一級の普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車（自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。）が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車が、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。

2 道路の設計の基礎とする自動車（以下「設計車両」という。）の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

| 諸元 (m)<br>設計車両 | 長さ   | 幅   | 高さ  | 前端オーバ<br>ハング | 軸 距              | 後端オーバ<br>ハング | 最小回転<br>半径 |
|----------------|------|-----|-----|--------------|------------------|--------------|------------|
| 小型自動車          | 4.7  | 1.7 | 2.0 | 0.8          | 2.7              | 1.2          | 6.0        |
| 小型自動車等         | 6.0  | 2.0 | 2.8 | 1.0          | 3.7              | 1.3          | 7.0        |
| 普通自動車          | 12.0 | 2.5 | 3.8 | 1.5          | 6.5              | 4.0          | 12.0       |
| セミトレーラ連結車      | 16.5 | 2.5 | 3.8 | 1.3          | 前軸距4.0<br>後軸距9.0 | 2.2          | 12.0       |

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 前端オーバハング 車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。
- 二 軸距 前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。
- 三 後端オーバハング 後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。

1 1 . ご相談窓口

| 都道府県名 | ご 相 談 窓 口   |
|-------|---|
| 福井県   | 近畿地方整備局 福井河川国道事務所<br>〒918-8015 福井市花堂南2-14-7<br>TEL0776-35-2661 (代)<br>調査第二課 (未供用道路の計画に関する問合せ)<br>道路管理課 (連結手続に関する問合せ及び既供用道路の構造に関する問合せ)<br>※現在までのところ、福井河川国道事務所が管理する高速道路はありません。                  |
| 滋賀県   | 近畿地方整備局 滋賀国道事務所<br>〒520-0803 大津市竜が丘4-5<br>TEL077-523-1741 (代)<br>調 査 課 (未供用道路の計画に関する問合せ)<br>管理第一課 (連結手続に関する問合せ)<br>管理第二課 (既供用道路の構造に関する問合せ)<br>※一般国道161号 西大津バイパス・志賀バイパス                        |
| 京都府   | 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所<br>〒620-0875 福知山市堀小字今岡2459-14<br>TEL0773-22-5104 (代)<br>調査第二課 (未供用道路の計画に関する問合せ)<br>道路管理課 (連結手続に関する問合せ及び既供用道路の構造に関する問合せ)<br>※一般国道478号 丹波綾部道路                                |
|       | 近畿地方整備局 京都国道事務所<br>〒600-8234 京都市下京区西洞院通塩小路下ル南不動堂町808<br>TEL075-351-3300 (代)<br>調 査 課 (未供用道路の計画に関する問合せ)<br>管理第一課 (連結手続に関する問合せ)<br>管理第二課 (既供用道路の構造に関する問合せ)<br>※現在までのところ、京都国道事務所が管理する高速道路はありません。 |
| 大阪府   | 近畿地方整備局 大阪国道事務所<br>〒536-0004 大阪市城東区今福西2-12-35<br>TEL06-6932-1421 (代)<br>管理第一課 (連結手続に関する問合せ)<br>管理第二課 (既供用道路の構造に関する問合せ)<br>※一般国道26号 第二阪和国道   |
|       | 近畿地方整備局 浪速国道事務所<br>〒573-0094 枚方市南中振3-2-3<br>TEL072-833-0261<br>調査第二課 (未供用道路の計画に関する問合せ)<br>工 務 課 (連結手続に関する問合せ)   |



|       |  |
|-------|--|
|       | ※一般国道26号 第二阪和国道  |
| 都道府県名 | ご 相 談 窓 口  |
| 兵庫県   | 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所<br>〒670-0947 姫路市北条1-250<br>TEL0792-82-8211~7<br>調査第一課（未供用道路の計画に関する問合せ）<br>道路管理第一課（連結手続に関する問合せ）<br>道路管理第二課（既供用道路の構造に関する問合せ）<br>※一般国道2号 加古川バイパス・姫路バイパス・太子龍野バイパス      |
|       | 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所<br>〒668-0025 豊岡市幸町10-3<br>TEL0796-22-3126（代）<br>調査課（未供用道路の計画に関する問合せ）<br>道路管理課（連結手続に関する問合せ及び既供用道路の構造に関する問合せ）<br>※一般国道483号 北近畿豊岡自動車道                                 |
|       | 近畿地方整備局 兵庫国道事務所<br>〒650-0042 神戸市中央区波止場町3-11<br>TEL078-334-1600（代）<br>調査課（未供用道路の計画に関する問合せ）<br>管理第一課（連結手続に関する問合せ）<br>管理第二課（既供用道路の構造に関する問合せ）<br>※一般国道2号 浜手バイパス<br>※一般国道483号 北近畿豊岡自動車道   |
| 奈良県   | 近畿地方整備局 奈良国道事務所<br>〒630-8115 奈良市大宮町3-5-11<br>TEL0742-33-1391（代）<br>調査第一課・調査第二課（未供用道路の計画に関する問合せ）<br>管理第一課（連結手続に関する問合せ）<br>管理第二課（既供用道路の構造に関する問合せ）<br>※一般国道24号 京奈和自動車道<br>※一般国道25号 名阪国道 |

| 都道府県名 | ご 相 談 窓 口  |
|-------|--|
| 和歌山県  | 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所<br>〒640-8227 和歌山市西汀丁16番<br>TEL073-424-2471<br>調査第二課（未供用道路の構造に関する問合せ）<br>道路管理第一課（連結手続に関する問合せ）<br>道路管理第二課（既供用道路の構造に関する問合せ）<br>※一般国道24号 京奈和自動車道<br>※一般国道26号 第二阪和国道 |
|       | 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所<br>〒646-0003 田辺市中万呂142<br>TEL0739-22-4564<br>調査課（未供用道路の構造に関する問合せ）<br>道路管理課（連結手続に関する問合せ及び既供用道路の構造に関する問合せ）<br>※高速自動車国道 近畿自動車道松原那智勝浦線                               |
| 管内全域  | 近畿地方整備局 道路部<br>〒540-8586 大阪市中央区大手前三丁目1番41号<br>TEL06-6942-1141<br>路政課<br>道路計画第一課<br>道路管理課   |